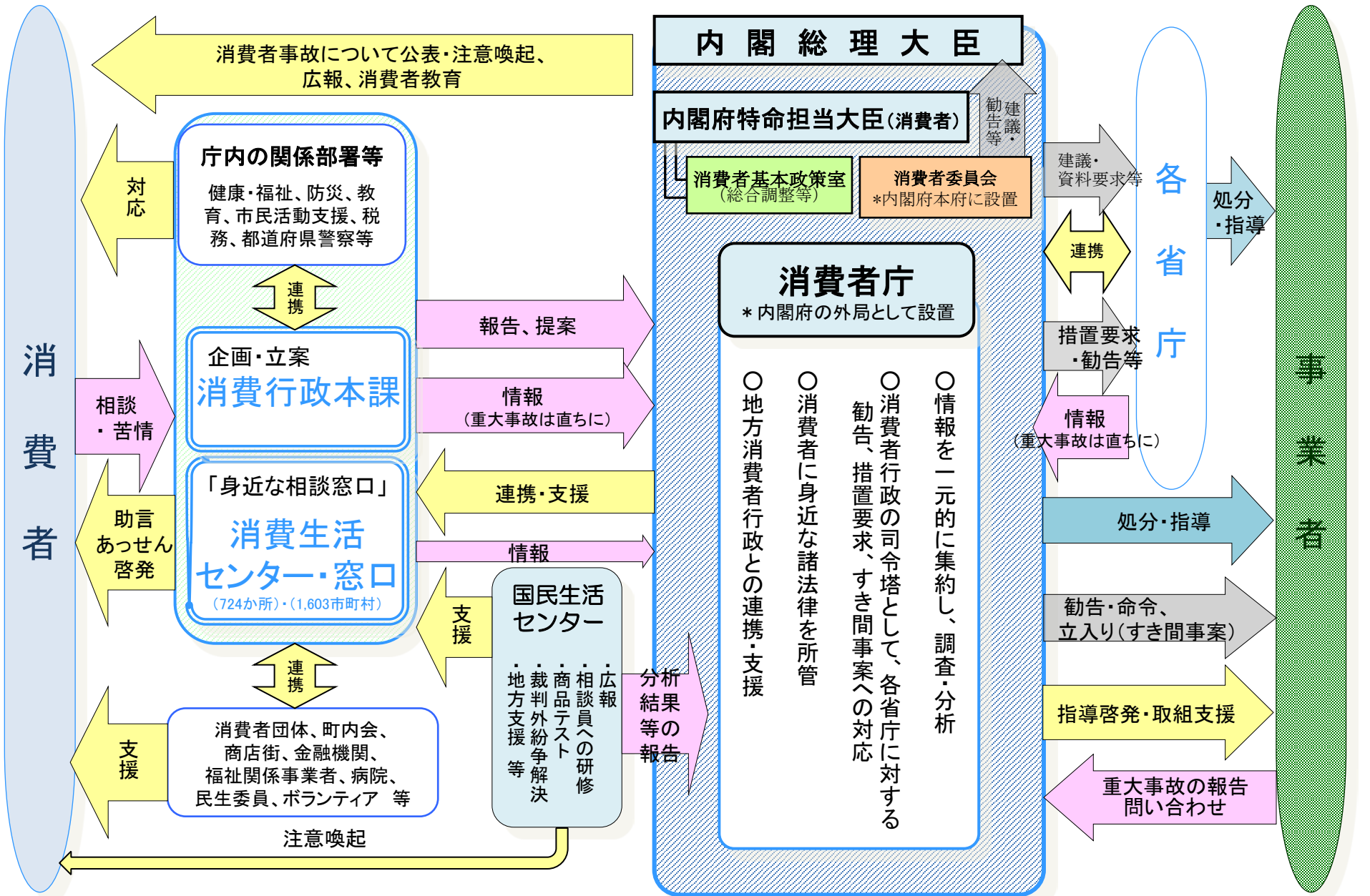


資料8 消費者行政のイメージ



資料9 消費者基本法における地方消費者行政

※制定当初は消費者保護基本法（昭和43年法律第78号）、平成16年に消費者基本法に改正

1) 基本理念

①消費者の権利

消費者の安全の確保、自主的・合理的な選択の機会の確保、必要な情報と教育の機会の確保、意見の反映、迅速かつ適切な被害救済

②消費者政策の基本

消費者の権利の尊重と消費者の自立支援

2) 行政(国・地方公共団体)の責務

○国 …… 消費者政策(消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策)の推進

○地方公共団体 …… 国の施策に準じて施策を推進

地域の社会的・経済的状况に応じた消費者政策の推進

3) 基本的施策 (地方公共団体に関するもの)

～啓発活動及び教育の推進

～苦情処理及び紛争解決の促進

①苦情処理(都道府県は主として広域・高度な案件への対応、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応)

②苦情処理のための人材の確保・資質向上等(都道府県)

③紛争解決の促進(都道府県)

資料10 消費生活相談等の実施(「消費者安全法」)

※消費者安全法は平成21年に成立・施行

1) 国・地方公共団体の責務

- ①総合的に施策を策定・実施
- ②専門的知識・経験を有する者の能力の活用
- ③消費者の意見反映等による透明性確保
- ④PDCAサイクルによる施策推進
- ⑤関係機関との緊密な連携(国民生活センター、都道府県警察、消防、保健所、病院、消費者団体等)
- ⑥国民の理解深化と協力の獲得

2) 消費生活相談等の事務の実施

【都道府県】①市町村相互間の連絡調整、市町村に対する技術的援助

②広域的見地を要する消費生活相談・あっせん

専門的知識・技術を要する調査・分析

広域的見地による情報収集・提供

③市町村との間での情報交換、④附帯事務

【市町村】①消費生活相談・あっせん、②情報収集・提供、③都道府県との間での情報交換、

④附帯事務

3) 消費生活センターの設置

都道府県必置、市町村努力義務

《消費生活センターの要件》

①消費生活相談員の配置、②電子情報処理組織等(PIO-NET等)の具備、③週4日以上開所

4) 消費生活センターの事務に従事する人材の確保・資質向上

資料11 消費生活センターを設置している自治体数

政令市以外の市区町村においては、単独設置だけでなく、広域連携も増加。

	平成22年	平成23年	平成24年	増減
全自治体計	591	702	792	201
(設置率)	(32.9%)	(39.1%)	(44.3%)	(11.4)
うち単独設置	528	602	644	116
広域連携	63	100	148	85
(参考)自治体数	1,797	1,794	1,789	-8
都道府県	47	47	47	
サブセンター設置都道府県数	22	23	23	1
政令市	19	19	20	1
サブセンター設置政令市数	4	4	4	
市区町村(政令市除く)	525	636	725	200
(設置率)	(30.3%)	(36.8%)	(42.1%)	(11.8)
うち単独設置	462	536	577	115
広域連携	63	100	148	85
(参考)市区町村数	1,731	1,728	1,722	-9

※各年4月1日現在

※広域連合、一部事務組合または広域的連携により消費生活センターを設置している管内自治体については、設置自治体として整理。

※増減は平成22年4月1日からの比較。

市区町村における設置者区別の 消費生活センターの設置状況

町及び村における設置率は、それぞれ22.1%、14.7%と依然として低い状況。

	市区町村			
		市区 (政令市除く)	町	村
平成22年 (設置率)	525 (30.3%)	433 (54.8%)	81 (10.7%)	11 (6.0%)
うち単独設置	462	425	34	3
広域連携	63	8	47	8
(参考)市区町村数	1,731	790	757	184
平成23年 (設置率)	636 (36.8%)	492 (62.3%)	124 (16.4%)	20 (10.9%)
うち単独設置	536	484	49	3
広域連携	100	8	75	17
(参考)市区町村数	1,728	790	754	184
平成24年 (設置率)	725 (42.1%)	533 (67.5%)	165 (22.1%)	27 (14.7%)
うち単独設置	577	519	55	3
広域連携	148	14	110	24
(参考)市区町村数	1,722	790	748	184
増 減	200	100	84	16

※各年4月1日現在

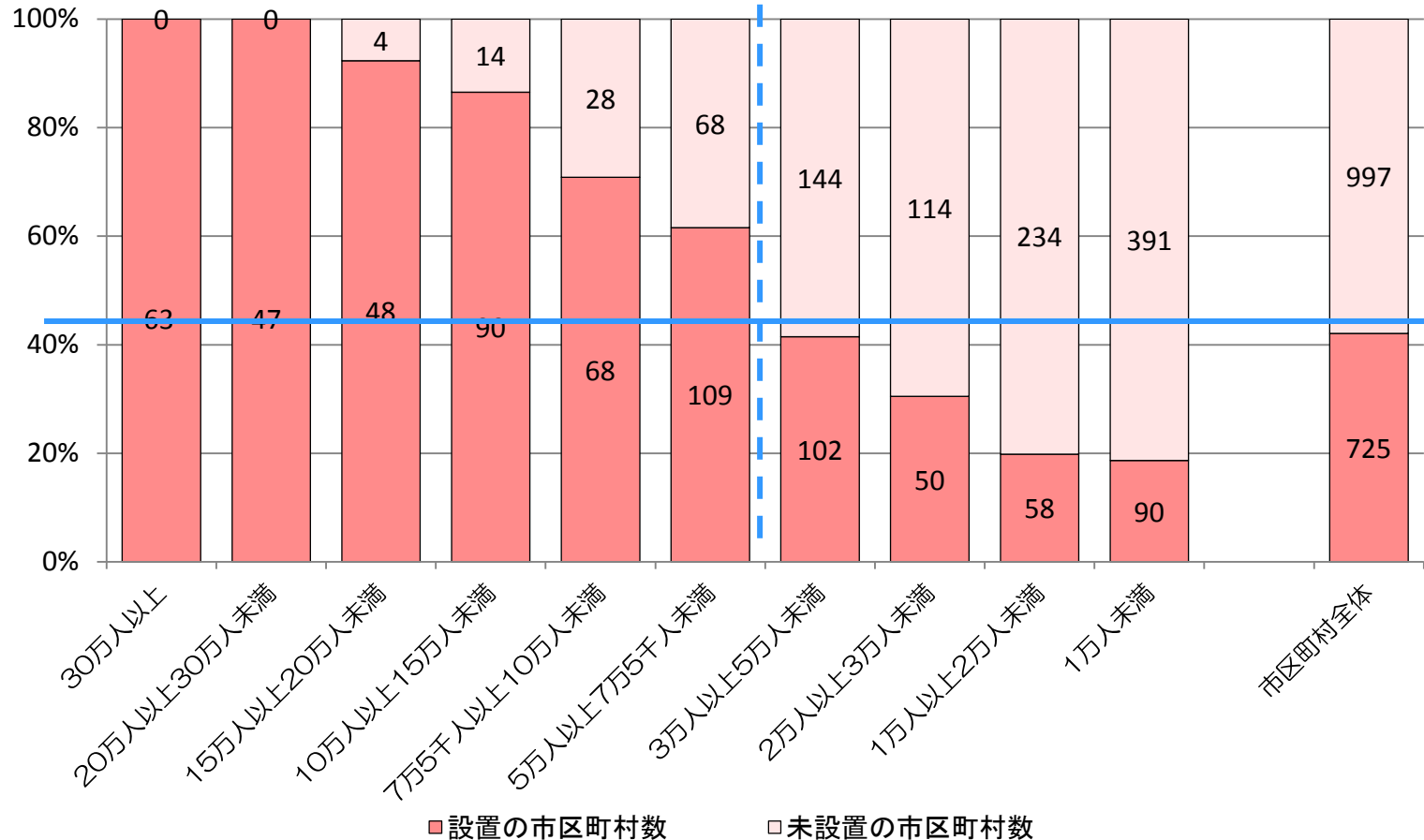
※広域連合、一部事務組合または広域的連携により消費生活センターを設置している管内自治体については、設置自治体として整理。

※市区町村に政令指定都市は、含まれていない。

※増減は平成22年4月1日からの比較。

資料13 市区町村における消費生活センターの設置状況

5万人未満の人口規模の場合、設置率は50%を下回る。



※平成24年4月1日現在

出典：平成24年度地方消費者行政の現況調査（第2次）